

平成22年度第1回尾張旭市廃棄物減量等推進審議会

1 開催日時

平成22年7月15日(木)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時40分

2 開催場所

尾張旭市役所 2階 203会議室

3 出席委員

自治連合協議会 多川 光和、名古屋産業大学 成田 暢彦、商工会 鈴木 善子、地域婦人
団体連絡協議会 清水 正枝、JA あいち尾東女性部尾張旭支部 谷口 悦予、地域活動連絡
協議会 谷山 れい子、生活学校 吉田 民子、(株)イトーヨーカ堂尾張旭店 中西 博文、
消費生活改善推進員 江里口 邦子、公募委員 松原 八壽雄、公募委員 松本 純子
11名

4 欠席委員

子ども会連絡協議会 本間 彰、(株)エコペーパーJP 水野 周治 2名

5 傍聴者数

2名

6 出席した事務局職員

市民生活部長 酒井 敏幸、環境課長 野村 孝二、ごみ減量係長 森田 大輔、ごみ減量係
主事 廣岡 学

7 議題等

- 1 (1) 粗大ごみ有料化について
- (2) ごみ減量計画の進捗状況について
- 2 その他

8 会議録

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から平成22年度第1回 尾張旭市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。</p> <p>はじめに、市民生活部長よりご挨拶させていただきます。</p>
市民生活部長	<p>皆さま、おはようございます。市民生活部長をいたしております酒井と申します。廃棄物減量等推進審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、今年度、第1回の審議会ということで、皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本審議会は、ごみの減量化、再生利用の推進方策や諮問事項等について調査審議していただく機関でございます。今回の審議会でご審議いただく内容は、「粗大ごみ有料化について」及び「ごみ減量計画の進捗状況について」でございます。</p>

「粗大ごみ有料化」につきましては、昨年度3月にご承認いただきました「尾張旭市 粗大ごみの有料化に向けて」のパブリックコメントを実施し、6件のご意見をいただきましたので、その結果についてご報告いたします。

また、今回の審議会で、「パブリックコメントのご意見」と「二市一町で検討した案」を取りまとめた「粗大ごみ有料化(案)」につきまして、ご審議をお願いいたします。ご承認いただけましたら、粗大ごみ有料化について、9月議会で条例改正を行い、平成23年度7月の導入に向け、進めさせていただきたく考えております。

皆さまにおかれましては、本審議会において忌憚のないご意見を述べていただきますことを、お願いを申しあげまして、私のあいさつとさせていただきます。

事務局

本日、子ども会連絡協議会の本間委員とエコパーJPの水野委員より欠席の連絡を受けています。そのため、本日の出席者は11名でありますので、審議会条例第7条第2項によります、委員の過半数の出席者数に達しておりますので、会議は成立しております。よろしく申し上げます。なお、本審議会は、市の「附属機関の会議の公開に関する基準」に基づき、傍聴を認めております。また、本審議会の会議録の公開につきましては、「附属機関の会議録等作成に関する基準」に基づき、本審議会の会議録だけでなく会議を録音しました録音媒体につきましても公開が必要となりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って審議会を進行させていただきます。次第1「あいさつ」を会長の多川さまより申し上げます。

多川会長

みなさん、本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

<あいさつ>

それでは、次第2「議題」へ進めさせていただきます。本日の議題は、「粗大ごみ有料化について」及び「ごみ減量計画の進捗状況について」の2点となっております。最初は、議題(1)「粗大ごみの有料化について」でございます。

事務局より説明をお願いします。

それでは粗大ごみの有料化について、ご説明させていただきます。22年3月に開催した審議会において、「尾張旭市 粗大ごみの有料化に向けて」の承認を頂いておりますが、その中で「晴丘センターへの直接搬入について触れておくべきである」とのご指摘をいただきましたので、パブリックコメントで公表した「尾張旭市粗大ごみの有料化に向けて」では、その点を修正しました。14ページ(最後のページ)に、「9.その他」(2)「不法投棄、自家焼却等の増加について」のなかで「なお、今回の有料化対象物は市の収集運搬に係る粗大ごみのみです。尾張東部衛生組合晴丘センターへ直接持ち込む(自己搬入)場合は、10kgあたり180円(平成23年度からは10kgあたり200円)で処分することができます。詳しくは広報・ホームページ等をご覧ください。」という一文を追加しました。

この1点の修正を加えまして、平成22年4月30日から平成22年5月31日まで「尾張旭市 粗大ごみの有料化に向けて」について、市民の皆さまに公表し意見募集(パブリックコメント)を実施しました。その結果、市民の皆さまからいただいたご意見等は4通、内容としては6件ございました。

ご意見とそれに対する市の考え方を示した一覧表を作成しましたので、別添の資料1「粗大ごみ有料化に向けてに関するパブリックコメントのご意見と市の考え方について」をご覧ください。

NO.1「粗大ごみを排出する時に名前を記載して貼り出す現在の制度には、個人情報保護の観点から問題がある。」とのご意見に対し、市の考え方として「有料化導入後は、シール(粗大ごみ処理券)を販売店で購入し、粗大ごみに貼り付け排出する方式を考えています。このシールに名前もしくは受付番号を記入する方法を検討しています。」と回答しています。

No.2「粗大ごみを出したくても、足が不自由で出せません。ごみ出し困難世帯への支援に期待します。」とのご意見に対して、市の回答として「今後、ごみ出し困難世帯への支援事業を導入する予定です。」としています。

No.3「大型の衣装ケースなどは捨ててしまうのはもったいない。リサイクルする方法を考えて欲しい。」とのご意見に対し、「環境事業センターにてリサイクル広場を開設し、家具・自転車・子ども服・図書を再利用品として提供しています。

また、リユース情報掲示板や市ホームページで「あげます情報・ください情報」を掲示し、リサイクルの促進を図っています。市ではこの施設・制度を皆さまに知っていただくため、更なる周知に努めます。」と回答しました。

No. 4 「有料化には賛成。ただし、手数料の用途については、情報開示を求めます。また、ごみ処理費用に関する情報をパブコメ時だけでなく常日頃から市民に公開し、関心を持ってもらえるようにすべきである。」とのご意見に対して「手数料の用途につきましては、市広報、市ホームページで公表する予定です。また、ごみ処理費用についても、広報でごみ特集記事として掲載することを考えています。」と回答しています。

No. 5 「ごみ処理費用の負担の公平化を有料化の目的の1つとしていることは的を得ていると思う。しかし、ごみ処理費用の絶対値からすると負担の公平化の主たる対象は「可燃ごみ」であると考えます。」とのご意見に対して「可燃ごみの有料化については、社会情勢やごみの最終処分場の状況などを考慮し、将来的に検討すべき課題であると考えています。」と回答。

No. 6 は、区画整理組合から「区画整理事業での建物移転の際に排出される粗大ごみについては、移転補償交渉に影響を及ぼすと考えられるため、区画整理事業に伴う移転対象者には特例的に無料収集の継続を強く希望します。」とのご意見に対して、「区画整理事業の移転に伴い排出される粗大ごみについては、一般の方との公平性を図るためにも無料での収集は考えていませんが、上限額を定めて対応することを検討しています。」と回答しました。

パブリックコメントで頂いたご意見と市の考え方を示したこの一覧表は、市ホームページにて公表しています。

次に、「パブリックコメントのご意見」と瀬戸・長久手との「2市1町統一的な考え方を反映させた内容」を一覧表に取りまとめた資料2の「粗大ごみ有料化(案)」をご覧ください。制度導入の目的については、「尾張旭市 粗大ごみの有料化に向けて」で示したのものからの変更ありませんので、説明は省略します。

「2. 制度の概要」についてへ移ります。

粗大ごみ有料化について、再度内容をご確認ください。1番目「粗大ごみの有料

化」とは、「家庭から出る粗大ごみの収集・処理・処分に要する経費の一部を排出者が「粗大ごみ処理手数料」として負担する制度」です。2番目「粗大ごみの基準」について、平成23年4月から不燃ごみのルールを改正します。不燃ごみ袋は20、40の2種類を新たに作成し、40の袋に入らないものが粗大ごみであると定義します。ただし、傘など一部が入らないものは除きます。ここで、別添資料3をご覧ください。不燃ごみ袋(案)を作成しました。袋は、透明で文字、イラストは赤色で作成します。袋のサイズは、瀬戸市のサイズを参考としています。袋の厚さを0.05mmとして、破れにくい構造となっています。ちなみに現在の尾張旭市の可燃ごみ袋は0.02~0.03mm程度です。今後、袋に入らないもので、粗大ごみとはならない物を2市1町である程度統一して定める予定です。次に「手数料の徴収方法」についてですが、別添資料4で粗大ごみ処理券(案)を作成しましたのでご覧ください。処理券は、丸型の部分を剥がし、粗大ごみに貼ります。台紙が残るようになっているため、台紙を保管していただくことで、シールだけが盗まれた場合に確認することができます。また、氏名または受付番号を記入する方式なので、個人情報を保護することができます。次に「粗大ごみの排出方法」についてですが、1ヶ月に1世帯あたり5個までを上限とし、電話予約し、後日各戸回収を行うという現在の方法を踏襲します。「有料化の開始時期」は、瀬戸・長久手とのバランス、市民の周知期間等を考慮し、現在のところ平成23年7月1日の導入を目標としています。「手数料」については、処理費用実績等から勘案し、また、2市1町足並みを揃え、大きさに無関係に1個あたり800円と設定します。「手数料の用途」については、有料化に伴う事業費(粗大ごみ受付業務の委託料やシール作成費)及び高齢者世帯、身体障がい者世帯等に対するごみ出し支援活動費の一部に充てる予定です。「周知方法」は、チラシの全戸配布、広報及びホームページで市民に周知徹底を図ります。

3. 実施スケジュールに移ります。

今後の予定は、当審議会で、この「粗大ごみ有料化(案)」について承認をいただきましたら、平成22年9月議会に条例改正案を提出し、平成23年4月から不燃ごみのルール改正及び不燃ごみ袋の販売、平成23年7月1日から粗大ごみの有

料化を実施するスケジュールとなっております。

「パブリックコメント」などを経て作成しました今回の「粗大ごみ有料化(案)」につきまして、当審議会でご承認をいただきましたら、正式に策定となりますのでご審議のほど、よろしく申し上げます。

以上で「粗大ごみ有料化について」の説明を終わらせていただきます。

多川会長

この項目につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

松原委員

1個800円とした根拠はありますか。

事務局

今現在、粗大ごみの処理経費が1,300円程掛っています。この一部を排出者に負担してもらうこととなりますが、1,000円を上限としましたが、1,000円では高いとの意見がありました。周辺自治体では、500円から1,000円の範囲で収集しており、2市1町で検討した結果800円程度を負担してもらうのが妥当な額であると考えます。

松原委員

金額を安くすると値上げがやりにくいのではないのでしょうか。私は、1,000円が妥当であると思いました。

事務局

ごみの処理は、税金で賄うべきだと考えている住民が多くいます。これらの住民に理解が得られるのは、処理費の2分の1程度が理解を得やすいのではないかと考えます。

成田委員

1,000円では周辺自治体でも高い部類に入るため、800円が妥当であると思います。

多川会長

収集経費が1,300円程掛るとのことですが、何を含むのですか。

事務局

粗大ごみの収集、運搬、破碎、埋立処分に係るコストの全てを含んだ額です。

多川会長

手数料の用途は、シール作成や弱者の対策に充てるとのことですが、粗大ごみの

処理そのものに使われないのですか。

事務局

徴収した手数料は、条例に定めるもので、ごみの収集運搬にしか充てられません。現在100%税金で賄っているごみの収集運搬に、この手数料の一部が入ることになります。この財源をどのように使って行くかの説明が求められます。

本市では、できればごみの収集関係の新たな事業に使いたいと考えています。高齢者世帯や身体障がい者世帯から出るごみを作業員が各戸へ収集する支援を現在試行的に10数件で実施していますが、手数料の使途として、この収集支援の要綱等を定め本格的に施行することを考えています。あさびー収集と名付け、前倒しして平成23年4月から本格的に実施する予定です。

収入については、人口規模が同程度の豊明市では、1,000円/個で750万円程度、日進市は500円/個で、個別にいろいろ有料化の対象としているため1,100万円の収入があります。本市では1,000万円弱の収入になると見込んでいます。

その他、現在臨時職員で実施している粗大ごみの受付業務を専門の業者へ委託することも考えています。これらの使途について公表してまいります。

松原委員

愛知県のごみ処理施設広域化計画によると尾張東部衛生組合と尾三衛生組合の統合案が記載されています。その尾三衛生組合では500円で回収していますが、その点についても検討したのですか。

事務局

ごみ処理施設広域化計画では、統合によりごみ処理の効率化を図ることを目的に尾張東部衛生組合と尾三衛生組合の統合案が記載されています。しかし、関係市町の会合では、これだけの規模のごみ処理施設を設置するのは難しいとの意見で一致しています。国の政策で公共施設整備の財源の在り方について、一括交付金という形で市町村に裁量をまかせたらどうかとの流れがあります。将来的な課題で検討すべきことが出てくるかもしれません。今回の金額設定では、尾三衛生組合との兼ね合いまで見込んで設定したものではありません。

松本委員	パブリックコメント意見2の足が不自由で出すことができない世帯の推計はどのくらいありますか。また、あさびー収集の対象者は、精神障がい者も含まれるのでしょうか。
事務局	集積所まで出せない世帯は、100世帯弱ではないかと考えています。基本的に身体障がい者や介護保険対象者で、ごみ出しが困難かつごみを出しを手伝ってもらえない方が対象となります。精神障がい者が対象かは、臨機応変に対応します。ごみ出しが難しい世帯に対して支援します。
松原委員	資料には、手数料の用途が2つしか記載されていませんが、パブコメの資料では、他にごみ減量・リサイクルの啓発費やリサイクル施設等の運営費も記載されていました。実際には、2つしか実施しないということですか。
事務局	あくまで一例を記載してあります。過去に全戸配付した、ごみ分別ガイド(冊子)を有料化後に再度全戸配付する予定です。また、リサイクル広場は、毎日稼働しており、年間5万人の利用があります。しかし、市民の認知度が低く、その方面でも充実を図りたいと考えています。
吉田委員	今まで不燃ごみだった物が出せなくなるのではないのでしょうか。
事務局	現在燃えないごみの物が、制度変更で粗大になることは、避けたいと思います。瀬戸市は40の袋の口が完全に閉じれる物のみ不燃ごみにしたいと考えていますが、本市では一部が飛び出るものでも不燃ごみで回収してもよいと考えます。
谷山委員	そのことについては、周知してもらえるのでしょうか。
事務局	はい、周知します。
清水委員	粗大ごみとして出したら、すぐに処分するのですか。
事務局	使えそうなものは収集作業員が選別して、環境事業センターのリサイクル広場に

	て再利用しています。
清水委員	粗大ごみの予約で電話を掛けたのですが、なかなか電話に出なかったり、住所を言ってから長い時間待たされました。
事務局	そういったご意見は寄せられています。電話回線が2本であるため、なかなか繋がらないこともあります。そのため、専門の業者に委託をすることでサービスの向上に繋がると考えています。
清水委員	自分で運べないので粗大ごみとして出してましたが、選別しているとは知りませんでした。
事務局	資料6の最終ページにリサイクル広場の月報を記載しています。参考にご覧ください。
多川会長	<p>他にご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>他に、ご意見、ご質問もないようですので、「粗大ごみの有料化(案)」につきまして、当審議会の承認が必要であるため、採決を取らせていただきます。</p> <p>「粗大ごみ有料化(案)」について、この案で最終決定してもよいという方は、ご挙手をお願いします。</p>
各委員	(全員挙手)
多川会長	<p>全員が賛成ですので、この案でご承認いただきました。では、粗大ごみ有料化(案)の案を削除願います。</p> <p>次に議題2「ごみ減量計画の進捗状況について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	ごみ減量計画の進捗状況について、説明させていただきます。資料5「尾張旭市ごみ減量計画進捗状況」と同計画の進捗状況を反映させて作成した資料6「ご

み事業概要」を用いて説明します。最初に、ごみ事業概要の7ページをご覧ください。ごみ減量計画では、1人1日当たりの総ごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)

ごみの資源化率について、計画策定時の平成14年度当時のそれぞれの値から計画最終年度の平成25年度目標値を設定しています。初めに「(1)1人1日当たりの総ごみ排出量」とは、家庭系ごみと事業系ごみの合計を年度末の人口と1年365日で割った数値です。平成14年度実績は1,112g/人・日の排出量に対して平成25年度目標値として991g/人・日と設定しています。平成21年度の目標値1,035g/人・日に対して実績984g/人・日であり、目標値を達成しております。

次に「(2)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、家庭系ごみのみの排出量を人口と365日で割った数値です。平成14年時度実績864g/人・日の排出量に対して平成25年度目標値775g/人・日と設定しています。平成21年度の目標値は、807g/人・日に対し、実績は775g/人・日とこちらも目標を達成しています。

次に8ページの「(3)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)」は、(2)の家庭系ごみ排出量から「資源ごみ」を除いた排出量について、人口と365日で割った数値です。平成14年時度実績671g/人・日の排出量に対して平成25年度目標値504g/人・日と設定しています。平成21年度の目標値は、565g/人・日に対し、実績は548g/人・日とこちらも目標を達成しています。

次に「(4)ごみの資源化率」ですが、資源ごみの量を家庭系ごみの総量で割った値を「資源化率」としています。平成14年度実績22.3%に対して平成25年度目標値35.0%と設定しています。これにつきましては、平成21年度目標値30.4%に対して、実績29.3%と目標値を0.9%達成できていません。その要因としては、資源ごみ自体が減少していることと総ごみ排出量自体が減少していること等が挙げられます。

次に資料5「尾張旭市ごみ減量計画進捗状況」をご覧ください。

これは「尾張旭市ごみ減量計画 後期計画平成21年度～25年度」に記載してある減量施策について、平成21年度までの進捗状況をまとめたものです。表の見方は、左の欄「計画内容」ではごみ減量計画で行うべき施策として定められたものを表記し、「評価」欄は、平成21年度までにその施策を実施したかどうかを 実施、一部実施、×実施していない、の3段階で評価しています。右欄「実施状況等」は、平成21年度までに実施した具体的な事業内容等を示しています。

それでは、施策の中で主なものについて説明させていただきます。

「資源循環型社会構築に向けての意識改革に努めます」の中の2行目「ごみ処理施設やリサイクル施設等の見学会を実施します」では、小学生を対象とした夏休みリサイクル教室や一般の方を対象としたごみ処理施設見学会を開催しているため、評価を としています。今年も昨年と同じく、11月頃「ごみ処理施設見学会」の開催を予定していますので、審議会委員の皆さまもご参加ください。続いて同じく 3行目「ごみに関する出前講座をPRするとともに講座を通じて啓発を図ります」では、出前講座及び雑がみ説明会を自治会・子ども会等に対して行っていますので、評価を としました。

裏面に移りまして、(4)生ごみ処理による減量 家庭における生ごみ処理の推進を図ります、の中の上から3行目「コンポストによる生ごみ処理の普及を推進します」ですが、生ごみ堆肥化容器購入補助の実施に加え、市民農園の利用者を対象にコンポストのモニターを募集し、その方へ無料でコンポストを貸し出して普及を図っているため、評価を としています。

続きまして、右の(5)「分別収集の取り組み」 「新たな分別リサイクルを進めます」の中の「布類の分別収集について検討し実施の判断をします」については、平成22年6月から古着類として分別収集を実施しているため、評価を としました。

最終ページ裏面に移りまして、(28)「指定ごみ袋を充実します」のなかで1行目「小型の可燃ごみ指定袋(10用)を新たに設けます」では、平成21年5月から10の可燃ごみ袋の規格を設け販売しているため、評価を としました。

	<p>続いて、③〇「粗大ごみ収集の有料化を検討します」では、1行目「2市1町の共同処理を踏まえた中で、ごみ減量施策として、またごみ処理経費の増大に対する対策として粗大ごみの有料化の研究を行います」については、平成23年7月から有料化導入に向け準備を行っているため、評価を としました。</p> <p>以上、議題(2)「ごみ減量計画の進捗状況について」の説明を終わります。</p>
多川会長	<p>この項目につきまして、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。</p>
松原委員	<p>(4) では、評価が となっていますが、保育園ではコンポストを設置し、生ごみの減量化を進めています。新給食センターでは、ディスポーザーで破碎し下水に流すものであると思います。評価が ではないと思います。</p>
事務局	<p>確かに新給食センターでは、消滅型の生ごみ処理機を設置し、9月本格稼働の予定で準備を進めています。小中学校の校庭を利用して、調理くずの一部を自前の花壇などの肥料として堆肥化できないかと秋以降に検討を予定し、教育委員会で予算を確保しています。今現在は、西部保育園でのみの生ごみの堆肥化を行っています。そのため、評価は であったのかと思います。</p>
多川会長	<p>直接的に関係ないのですが、農協の土中堆肥についての記事が掲載されていました。生ごみやペットのフンを土中に埋めれば良い堆肥ができるとのことでした。先程説明のあったごみ分別ガイドではペットのフンは可燃に捨ててはいけないと記載されています。本来は下水へ流すらしいのですが、実際には砂などがついて難しいのが現状です。</p>
松原委員	<p>可燃ごみの割合の52%が生ごみとのことですが、水切りで大きく減量できます。可燃ごみに含まれる比率等もPRする必要があります。また、可燃ごみに含まれる比率や水切りの変化について把握しておくべきです。それを広報などに時系列で載せることで変化を目でわかるようにするのが効果的だと思います。</p>
事務局	<p>事業概要でごみの減量の説明を行いました。景気の悪化が大きく関係していま</p>

	<p>す。その中で生ごみの減量がやはり重要です。もうひと絞りすれば大きく減量されます。どのようにすれば生ごみの減量についてPRできるかなど今後ご審議いただくこともあるかもしれませんので、ご協力をお願いします。</p>
江里口委員	<p>生ごみの減量には、水切りネットを配付すべきだと思います。</p>
事務局	<p>1つの手法であると思います。</p>
清水委員	<p>どこかの市で生ごみだけを分別して収集しているところがありましたが、そのような方法は不可能なのでしょうか。</p>
多川会長	<p>生ごみに箸や爪楊枝などが入ると豚のエサにする場合危険となります。しかし、この方法を導入すればごみの量は激減すると思います。今すぐに導入することは無理かも知れませんが、将来的な課題としてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>豊明市で8,000世帯の生ごみだけを収集しエコポ豊明というところで堆肥化しています。問題なのは、コストが非常に掛ることです。焼却の倍のコストが必要となります。倍のコストを掛けて導入すべきであるかの判断が難しいところです。</p>
松本委員	<p>先程説明のあった、親子リサイクル教室など子供から環境教育をするのは大変素晴らしいことであると思います。しかし、大人がごみのポイ捨てしたり、マナーが酷いので、大人のマナー向上が必要だと思います。</p>
事務局	<p>その通りですが、1番大切なのはモラルの問題となります。何か良い方法があれば教えてください。また、個別にご相談くだされば対応させていただきます。</p>
多川会長	<p>他に、ご意見、ご質問もないようですので、議題(2)「ごみ減量計画の進捗状況について」は、終了させていただきます。本日の議題は以上でございます。</p> <p>次に、次第3「その他」に移らせていただきます。それでは、次第3「そ</p>

その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

レジ袋辞退率等について報告させていただきます。資料7「レジ袋辞退率等について」をご覧ください。

平成21年4月から市と尾張旭市内に店舗がある事業者で「レジ袋削減・無料配布中止に関する協定」を締結しており、現在までに13社20店舗の事業者と協定を締結しています。このたび、平成21年度の1年間分のレジ袋辞退率等の結果を取りまとめましたので、ご報告いたします。

20店舗を集計した平成21年度の1年間分のレジ袋辞退率は90%、レジ袋の削減枚数は、1,104万7千枚でした。今回の数値は、協定で設定した目標値(80%以上)を大きく超えており、尾張旭市民の環境に対する意識の高さを表す結果となりました。続いて、平成21年度分のレジ袋収益金の還元についても併せてご報告しますので、「2. レジ袋収益金」をご覧ください。レジ袋の無料配布中止に伴いレジ袋が必要な方は、店舗でレジ袋を購入します。そのレジ袋を販売したことにより得られた金額から「レジ袋の仕入れ値」を除いた店舗の収益金のことを「レジ袋収益金」としています。協定の中で収益金が生じた場合、環境保全活動や地域貢献活動に還元し、その内容を公表することを規定しています。

平成21年度の1年間分のレジ袋収益金を調査したところ、協定締結店舗20店舗中9店舗において収益金を計上していました。9店舗中4店舗が有効的な還元が難しいため、マイバッグ持参運動ネットワークに還元先を定めるよう依頼がありました。依頼があった還元先として「尾張旭市緑化推進基金」または「尾張旭市社会福祉推進協議会」への寄附のどちらかを選択してもらい還元しました。残り5店舗は各自で環境保全活動や地域貢献活動へ還元もしくはまとまった金額になるまで保留としています。9店舗の収益金は、415,706円であり、そのうち408,571円を環境保全活動や地域貢献活動へ還元しました。

今後、レジ袋辞退率等については、協定店舗に年1回、1年分の報告をしてもらいますので、その結果をとりまとめ、公表して参ります。

以上で、「3 その他」レジ袋の辞退率の報告について報告は終わります。

多川会長

この項目につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

ご質問、ご意見もないようですので、次第3「その他」につきましては、終了させていただきます。以上をもちまして、尾張旭市廃棄物減量等推進審議会の日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして閉会とさせていただきます。

次回の審議会は、3月を予定しておりますので、ご出席のほどよろしく申し上げます。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。